

厚生労働省令第 号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、障害者自立支援法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

障害者自立支援法施行規則等の一部を改正する省令

（障害者自立支援法施行規則の一部改正）

第一条 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の十四」に、「第三款 高額障害福祉サービス費の支給（第三十三条・第三十四条）」を「第三款 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者（第三十四条）」を

び特例特定障害者特別給付費の支給（第三十二条の二 第三十四条の六）

第三十四条の七 第三十四条の二十八)

に、「第二節 自立支援医療

費の支給(第三十五条 第六十五条)」を

「第二節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養
第三節 補装具費の支給(第六十五条の三 第六十五条の九

介護医療費の支給(第三十五条 第六十五条の二)

に、「第三章 事業(第六十六条 第六十八条)」

を 「第三章 地域生活支援事業(第六十五条の十 第六十五条の十五)

第四章 事業及び施設(第六十六条 第六十八条の三)

に、「第四章」を「第五章」に

改める。

第一条の見出し中「第五条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)(第五条第二項)」を「法第五条第二項及び第三項」に改め、同条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設とする。

（法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス）

第一条の二 法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、生活介護、自立訓練及び就労移行支援とする。

第二条の次に次の五条を加える。

（法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める障害者）

第二条の二 法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であつて、常時介護を要するものとする。

（法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第二条の三 法第五条第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、病院とする。

(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第二条の四 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であつて、常時介護を要するものとする。

(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第二条の五 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第二条の六 法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。

第三条中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

第五条を次のように改める。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第五条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設その他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。

第六条中「保護」を「支援」に改め、第一章中同条の次に次の十三条を加える。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等)

第六条の二 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等は、常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるものうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものとする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第六条の三 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の四 法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援とする。

(法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の五 法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号のいずれかに該当する障害者に対して行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。

一 生活介護を受けている者

二 自立訓練又は就労移行支援(以下この号において「訓練等」という。)を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なものが困難なもの

(法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の六 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下「自立訓練（機能訓練）」という。） 一年六月間

二 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（以下「自立訓練（生活訓練）」という。） 二年間（長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあつては、三年間）

（法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の七 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一 自立訓練（機能訓練） 身体障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。以下同じ。）又は当該身体障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

二 自立訓練（生活訓練） 知的障害者（障害児を除く。以下この号において同じ。）又は精神障害者

（障害児を除く。以下この号において同じ。）につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該知的障害者若しくは精神障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

（法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第六条の八 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあつては、三年又は五年とする。

（法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の九 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の

必要な支援とする。

(法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十 法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

二 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

(法第五条第十七項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十一 法第五条第十七項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(以下この条及び第六十五条の十において「介護

者」という。)に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。)、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

(法第五条第十七項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第六条の十二 法第五条第十七項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、同号の依頼をした支給決定障害者等(同号に規定する支給決定障害者等をいう。)及びその家族の生活に対する意向、当該支給決定障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期、障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービスを提供する上での留意事項とする。

(法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める基準)

第六条の十三 法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当す

ることとする。

一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るよう製作者等により製作されたものであること。

二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。

三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

(法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十四 法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

第七条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同条第二項第一号中「同じ。」の下に「並びに療養介護に係る介護給

付費又は特例介護給付費の支給決定の申請をしようとする障害者にあつては、療養介護医療費に係る負担上限月額（令第四十二条の四第一項に規定する負担上限月額をいう。）並びに法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第二号及び第三号の厚生労働大臣が定める額（第二十一条において「負担上限月額等」と総称する。）を加え、同条に次の一項を加える。

3 支給決定障害者等は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

第八条第二号中「第七号」を「第五号」に改める。

第九条第一号を次のように改める。

一 法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの
第九条第二号を次のように改める。

二 法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）（法

第二十一条第一項の障害程度区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指定障害者支援施設を利用する場合に必要な障害程度区分の認定に限る。）

第九条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を削る。

第十二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第十四条第一号中「（法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五号中「をいう」を「をいう。以下同じ」に改める。

第十五条を次のように改める。

（法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間）

第十五条 法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、自立

訓練及び就労移行支援（第三号に掲げるものを除く。） 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二 療養介護、生活介護、共同生活介護、施設入所支援、就労継続支援及び共同生活援助 一月間から

三十六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

三 就労移行支援（第六条の八ただし書に規定する場合に限る。） 一月間から六十月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

2 支給決定を行った日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号の期間を支給決定の有効期間とする。

第十七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十一条中「負担上限月額」を「負担上限月額等」に改める。

第二十五条第三号中「共同生活援助」を「共同生活介護又は共同生活援助」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の四号を加える。

六 施設入所支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

七 自立訓練（宿泊型自立訓練（自立訓練（生活訓練）のうち利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要とな

るものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

八 宿泊型自立訓練 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

八 日用品費

二 その他宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

九 就労移行支援又は就労継続支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 生産活動に係る材料費

八 日用品費

二 その他就労移行支援又は就労継続支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められ

るもの

第二十五条第二号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 療養介護 次に掲げる費用

イ 日用品費

ロ その他療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

二 生活介護 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 創作的活動に係る材料費

ハ 生産活動に係る材料費

二 日用品費

ホ その他生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

第二十六条中「指定障害福祉サービス」を「指定障害福祉サービス等」に、「指定障害福祉サービスを」を「指定障害福祉サービス等を」に改め、「（同条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）」を削る。

第二十八条第十二号中「特別障害児福祉手当」を「障害児福祉手当」に改める。

第三十一条第一項第一号中「第三十四条第一項第一号及び第四号において」を「以下」に改める。

第二章第一節第三款の款名を次のように改める。

第三款 サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例
特定障害者特別給付費の支給

第二章第一節第三款中第三十三条の前に次の四条を加える。

（法第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障害者等）

第三十二条の二 法第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障害者等は、障害福祉サ

ービス（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。次条において同じ。）を利用する支給決定障害者等であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - 二 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
 - 三 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者
- (サービス利用計画作成費の支給の申請)

第三十二条の三 法第三十二条第一項の規定に基づきサービス利用計画作成費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄
- 2 前項の申請書には、受給者証を添付しなければならない。
- 3 市町村は、第一項の申請を行った支給決定障害者等が法第三十二条第一項に規定する計画作成対象障害者等(以下この条及び次条において「計画作成対象障害者等」という。)と認めるときは、サービス

利用計画作成費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）を定めて当該支給決定障害者等に通知するとともに、支給期間を受給者証に記載することとする。

4 支給期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する期間とする。

一 前条第一号に該当する計画作成対象障害者等と認めた者 一月間から六月間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二 前条第二号又は第三号に該当する計画作成対象障害者等と認めた者 当該支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間（二以上の障害福祉サービスを受ける場合にあつては、そのうち最も短いもの）の範囲内で月を単位として市町村が定める期間

（サービス利用計画作成費の支給の取消し）

第三十二条の四 市町村は、次の各号に掲げる場合には、サービス利用計画作成費の支給を行わないことができる。

一 計画作成対象障害者等が、法第三十二条第一項の規定に基づきサービス利用計画作成費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 計画作成対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

2 前項の規定によりサービス利用計画作成費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該サービス利用計画作成費に係る計画作成対象障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

一 サービス利用計画作成費の支給を行わないこととした旨

二 受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証の提出先及び提出期限

3 前項の計画作成対象障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 市町村は、第一項のサービス利用計画作成費の支給を行わないこととした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

(サービス利用計画作成費の支給)

第三十二条の五 市町村は、法第三十二条第一項の規定に基づき、毎月、サービス利用計画作成費を支給するものとする。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等又は施設給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。）であつて、同一の月に障害福祉サービス又は指定施設支援（同法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。）を受けたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、施設受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の十一第三号に規定する施設受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）

第二章第一節第三款中第三十四条の次に次の四条を加える。

（法第三十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害者）

第三十四条の二 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める障害者は、二十歳未満である者及び二十歳

以上であつて、令第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当するものとする。

(特定障害者特別給付費の支給の申請等)

第三十四条の三 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者(法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならぬ。

一 当該申請に係る特定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 特定入所サービス(法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスをいう。)を受けている指定障害者支援施設等(同項に規定する指定障害者支援施設等をいう。)の名称

三 令第十七条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第十七条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書類

二 受給者証

三 令第二十一条の三第一項に規定する食費等の負担限度額の算定のために必要な事項に関する書類

3 市町村は、第一項の申請に基づき特定障害者特別給付費の支給の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を受給者証に記載することとする。

一 特定障害者特別給付費の額

二 特定障害者特別給付費を支給する期間

4 特定障害者は、前項第二号に定める期間内において、第一項各号に掲げる事項又は前項第一号の特定障害者特別給付費の額の算定のために必要な事項について変更があったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 第一項各号に掲げる事項又は特定障害者特別給付費の額の算定のために必要な事項のうち変更があった事項とその変更内容

三 その他必要な事項

5 前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(特例特定障害者特別給付費の支給の申請)

第三十四条の四 特例特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う特定障害者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号
- 二 支給を受けようとする特例特定障害者特別給付費の額

2 前項の申請書には、同項第二号の特例特定障害者特別給付費の額を証する書類を添付しなければならない。

(特定障害者特別給付費の額の変更)

第三十四条の五 市町村は、特定障害者の所得の状況等に変更があったときは、第三十四条の三第三項第一号に掲げる事項の変更を行うことができる。この場合において、同号に掲げる事項について変更を行

った市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により特定障害者に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

一 第三十四条の三第三項第一号に掲げる事項を変更した旨

二 受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の特定障害者の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

3 市町村は、第三十四条の三第三項第一号に掲げる事項に変更を行った場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

(特定障害者特別給付費等の支給の取消し)

第三十四条の六 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費（以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。）の支給を行わないことができる。

一 特定障害者が、法第三十四条第一項及び第三十五条第一項の規定に基づき特定障害者特別給付費等

の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。

二 特定障害者が、第三十四条の三第三項第二号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

2 前項の規定により特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該特定障害者特別給付費等に係る特定障害者に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

一 特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした旨

二 受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証の提出先及び提出期限

3 前項の特定障害者の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 市町村は、第一項の特定障害者特別給付費等の支給を行わないこととした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

第二章第一節に次の一款を加える。

第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者

(居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定の申請等)

第三十四条の七 法第二十六条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ)の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき
は、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 事業所の平面図
 - 六 事業所の管理者及びサービス提供責任者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号。以下この款において「指定障害福祉サービス基準」という。）第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、経歴及び住所
 - 七 運営規程
 - 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
 - 十二 その他指定に関し必要と認める事項
- 2 居宅介護に係る法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス（以下この項において「指定居

宅介護」という。)の事業を行う事業所であつて重度訪問介護に係る法第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を満たすものについては、重度訪問介護に係る法第二十九条第一項の指定を受けたものとする。ただし、指定居宅介護の事業を行う事業者が、別段の申出をしたときは、この限りでない。

(療養介護に係る指定の申請)

第三十四条の八 法第三十六条第一項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の許可を受けた病院であることを証する書類
 - 六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
 - 七 利用者の推定数
 - 八 事業所の管理者及びサービス管理責任者（指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号に規定するサービス管理責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、経歴及び住所
 - 九 運営規程
 - 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十三 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び療養介護医療費の請求に関する事項
 - 十四 その他指定に関し必要と認める事項
- （生活介護に係る指定の申請）

第三十四条の九 法第三十六条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができるときは、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機

関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

(児童デイサービスに係る指定の申請)

第三十四条の十 法第三十六条第一項の規定に基づき児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 五 事業所の平面図及び設備の概要
 - 六 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
 - 七 運営規程
 - 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
 - 十二 その他指定に関し必要と認める事項
- (短期入所に係る指定の申請)

第三十四条の十一 法第三十六条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができるときは、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の種別（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する併設事業所（次号及び第七号において「併設事業所」という。）又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）
- 六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定障害福祉サービス基準第百十七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概

要

- 七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準
第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員
 - 八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
 - 九 運営規程
 - 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十三 指定障害福祉サービス基準第百二十五条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条
の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
 - 十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
 - 十五 その他指定に関し必要と認める事項
- (重度障害者等包括支援に係る指定の申請)

第三十四条の十二 法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき
は、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 提供する障害福祉サービスの種類
- 六 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地

七 事業所の平面図

八 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定障害福祉サービス基準第百三十一条第三項の医療機関との協力体制の概要

十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

(共同生活介護に係る指定の申請)

第三十四条の十三 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載

した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第百五十三条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十三 指定障害福祉サービス基準第百五十一条の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要

十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

（自立訓練（機能訓練）に係る指定の申請）

第三十四条の十四 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

(自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請)

第三十四条の十五 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 利用者の推定数

- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
 - 八 運営規程
 - 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 指定障害福祉サービス基準第七十一条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
 - 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
 - 十四 その他指定に関し必要と認める事項
- (就労移行支援に係る指定の申請)

第三十四条の十六 法第三十六条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載

した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第百八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 指定障害福祉サービス基準第百八十条第二項、第百八十一条第二項及び第百八十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称

十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

(就労継続支援A型に係る指定の申請)

第三十四条の十七 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第一号の就労継続支援A型(以下「就労継続支援A型」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第百九十七条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

(就労継続支援B型に係る指定の申請)

第三十四条の十八 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第二号の就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

- 五 事業所の平面図及び設備の概要
 - 六 利用者の推定数
 - 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
 - 八 運営規程
 - 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - 十二 指定障害福祉サービス基準第二百二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
 - 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
 - 十四 その他指定に関し必要と認める事項
- (共同生活援助に係る指定の申請)

第三十四条の十九 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者

の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第百五十三条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）。

十三 指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第百五十一条の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要

十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

（法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス）

第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護及び就労継続支援B型とする。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の更新)

第三十四条の二十一 第三十四条の七から前条までの規定は、法第四十一条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の更新について準用する。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請)

第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者(特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 生活介護 第三十四条の九第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員
- 二 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用

定員

(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の二十三 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第四号、第三十四条の九第四号、第三十四条の十第四号、第三十四条の十一第四号、第三十四条の十二第四号、第三十四条の十三第四号、第三十四条の十四第四号、第三十四条の十五第四号、第三十四条の十六第四号、第三十四条の十七第四号、第三十四条の十八第四号及び第三十四条の十九第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 居宅介護、重度訪問介護又は行動援護 第三十四条の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

二 療養介護 第三十四条の八第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
第六号、第八号、第九号及び第十三号に掲げる事項

- 三 生活介護 第三十四条の九第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項
- 四 児童デイサービス 第三十四条の十第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項
- 五 短期入所 第三十四条の十一第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
、第五号、第六号、第七号（指定障害福祉サービス基準第一百五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。）
、第八号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事項
- 六 重度障害者等包括支援 第三十四条の十二第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
、第五号から第九号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項
- 七 共同生活介護 第三十四条の十三第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
、第五号、第七号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項
- 八 自立訓練（機能訓練） 第三十四条の十四第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

ものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

九 自立訓練（生活訓練） 第三十四条の十五第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関する

ものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

十 就労移行支援 第三十四条の十六第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限

る。）、第五号、第七号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項

十一 就労継続支援A型 第三十四条の十七第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するも

のに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

十二 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するも

のに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

十三 共同生活援助 第三十四条の十九第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するもの

に限る。）、第五号、第七号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第二号、第四号から第十一号まで及び第十三号に掲げる障害福祉サービス

の利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害福祉サービスに係る従業者の勤務の体制及び勤

務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止、休止又は再開した年月日

二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由

三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置

四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

(指定障害者支援施設の指定の申請等)

第三十四条の二十四 法第三十八条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧する

ことができる場合は、この限りでない。

- 一 施設の名称及び設置の場所
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 提供する法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービス（施設入所支援を除く。以下この条、次条及び第六十八条の二において同じ。）の種類
- 六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 七 利用者の推定数
- 八 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 九 運営規程
- 十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態（提供する施設障害福祉サービスの

種類ごとの従業者の勤務の体制及び勤務形態を明示するものとする。）

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号。以下この款において「指定障害者支援施設基準」という。）第四十六条

第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十四 指定障害者支援施設基準第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称（就労移行支援を行う場合に限る。）

十五 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する事項

十六 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

（指定障害者支援施設の指定の変更の申請）

第三十四条の二十五 法第三十九条第一項の規定に基づき法第二十九条第一項の指定に係る施設障害福祉

サービスの種類を変更するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、前条第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る入所定員（生活介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を増加するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、同項第一号、第二号、第六号、第七号及び第十一号に掲げる事項並びに入所定員を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第三十四条の二十六 指定障害者支援施設の設置者は、第三十四条の二十四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号及び第十三号から第十五号までに掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害者支援施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

(指定相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の二十七 法第四十条において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき指定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及び指定相談支援(法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ)の提供に当たる者の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係るサービス利用計画作成費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定相談支援事業者の指定の更新について準用する。

(指定相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の二十八 指定相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業

に関するものに限る。)、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項に変更があつたときは、当

該変更に係る事項について指定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なけ

ればならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。

)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、

この限りでない。

2 指定相談支援事業者は、指定相談支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 廃止、休止又は再開した年月日
- 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
- 三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定相談支援を受けていた者に対する措置
- 四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

第三十五条第一項第六号中「身体障害者福祉法」の下に「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十三号）」を加える。

第六十二条第二号中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

第六十四条の次に次の四条を加える。

(療養介護医療費の支給)

第六十四条の二 市町村は、法第七十条第一項の規定に基づき、毎月、療養介護医療費を支給するものとする。

2 支給決定を受けた障害者が指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により当該支給決定を受けた障害者に支給すべき療養介護医療費は当該指定障害福祉サービス事業者に対して支払うものとする。

(基準該当療養介護医療費の支給の申請)

第六十四条の三 基準該当療養介護医療費の支給を受けようとする特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者は、法第七十一条第一項の規定に基づき、第三十一条第一項各号に掲げる事項のほか、支給を受けようとする基準該当療養介護医療費の額を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、同項の基準該当療養介護医療費の額を証する書類を添付しなければならない。

(令第四十二条の四第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額の算定方法)

第六十四条の四 令第四十二条の四第二項の規定により読み替えて適用する同項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額(その額が一万円を下回る場合には一万円とする。)とする。ただし、令第四十二条の四第一項第一号に掲げる者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円とし、同項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

2 前項の規定にかかわらず、要保護者(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。)である者であつて、令第四十二条の四第二項第二号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二項の規定により読み替えて適用する同項第一号から第三号までに規定する支給決定障害者の所得の状況等を勘案して定める額を一万円としたならば保護を必要と

しない状態となるものに係る当該額は、一万円とする。

(令第四十二条の四第三項に規定する率の算定方法)

第六十四条の五 令第四十二条の四第三項に規定する率の算定については、次の各号に掲げる額を、当該各号に掲げる額の合計額で除すものとする。

一 支給決定障害者(令第四十二条の四第一項に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十一条の三において同じ。)が同一の月に受けた指定療養介護医療(令第四十二条の四第二項に規定する指定療養介護医療をいう。以下同じ。)(食事療養(健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。次号において同じ。))及び生活療養(同項第二号に規定する生活療養をいう。次号において同じ。))を除く。(につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

二 支給決定障害者が同一の月に受けた基準該当療養介護医療(法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。)(食事療養及び生活療養を除く。)(につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

第六十五条第一項中「、指定自立支援医療機関」の下に「、指定療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所（法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。）（以下この条において「指定自立支援医療機関等」と総称する。）」を加え、「当該指定自立支援医療機関」を「当該指定自立支援医療機関等」に改め、同条第二項中「指定自立支援医療機関」を「指定自立支援医療機関等」に改め、第二章第二節中同条の次に次の一条を加える。

（法第七十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める機関）

第六十五条の二 法第七十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める機関は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所及び児童相談所とする。

第二章に次の一節を加える。

第三節 補装具費の支給

（令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の三 令第四十三条の三第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号に定める額を負担上限月額（同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。）としたならば保

護を必要とする状態となる者であつて、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(令第四十三条の三第三号に規定する厚生労働省令で定める給付)

第六十五条の四 令第四十三条の三第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、第二十八条各号に掲げる給付とする。

(令第四十三条の三第三号に規定する厚生労働省令で定める者)

第六十五条の五 令第四十三条の三第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(令第四十三条の三第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

第六十五条の六 令第四十三条の三第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(補装具費の支給の申請)

第六十五条の七 法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。

ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができる。第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略させることができる。

- 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄

- 三 当該申請に係る補装具の種目、名称、製造事業者名及び販売事業者名又は修理事業者名

四 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳を所持している当該申請に係る障害者等にあつては、その番号

五 当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち令第四十三条の二第一項に規定する者の所得が同条第二項の基準未満であることその他所得の状況に関する事項

六 医師の意見書又は診断書

七 第五号の事項を証する書類その他負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類

八 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要する費用の見積り

九 当該申請に係る補装具の購入又は修理に要した費用に係る領収証

十 当該申請に係る補装具の購入又は修理の完了後の当該申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類等

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が完了した後に、同項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書並びに同項第六号及び第七号に掲げる添付書類を提出することができる。

(身体障害者更生相談所等の意見聴取等)

第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所その他の次条に定める機関(次項において「身体障害者更生相談所等」という。)の意見を聴くことができる。

2 身体障害者更生相談所等は、補装具費の支給に係る補装具に関し、当該支給に係る障害者等の身体に適合したものとなるよう、当該補装具の販売事業者又は修理事業者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関)

第六十五条の九 法第七十六条第三項に規定する厚生労働省令で定める機関は、指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)及び保健所とする。

第七十条の表に次のように加える。

第六十五条の十五	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達	主として居宅において日常生活を
----------	--------------------------------	-----------------

営む障害児に係る療育指導、発達

営む障害児に係る療育指導及び発

第六十八条の三	
市町村	<p>障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なもの</p>
指定都市以外の市町村	<p>発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業</p>

第七十一条の表に次のように加える。

第六十五条の十五

<p>主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要</p>	<p>主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導その他特に専門性の高い相談支援事業</p>
--	---

	<p>な事業であって広域的な対応が必要なもの</p>	
第六十八条の三	市町村	中核市以外の市町村

第四章を第五章とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 事業及び施設

第六十六条の見出し中「障害福祉サービス事業」を「障害福祉サービス事業等」に改め、同条第一項第一号中「事業の種類」の下に「（障害福祉サービス事業を行う者にあつては、障害福祉サービスの種類を含む。）」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする障害福祉サービスに係るものに限る。））、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）

地域活動支援センターを経営する事業又は福祉ホームを経営する事業を行う者にあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類（短期入所を行う場合に限る。）、所在地及び利用

定員

第三章中第六十八条の次に次の二条を加える。

(障害者支援施設に関する届出)

第六十八条の二 法第八十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 施設障害福祉サービスの種類及び内容
- 三 建物の規模及び構造並びにその図面及び設備の概要
- 四 事業内容及び運営の方法
- 五 利用定員
- 六 職員の定員及び主な職員の履歴書
- 七 収支予算書
- 八 事業の開始の予定年月日

第六十八条の三 令第四十三条の四第一項の規定により障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 施設の休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 二 現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置
- 三 施設の建物及び設備の処分

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章 地域生活支援事業

(法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六十五条の十 法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

(法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法)

第六十五条の十一 法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法は、要約筆記等とする。

(法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六十五条の十二 法第七十七条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、同号に規定する手話通訳等を行う者の派遣及び設置その他障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等に必要な支援並びに日常生活上の便宜を図るための用具であつて同号の厚生労働大臣が定めるものの給付及び貸与とする。

(法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める施設)

第六十五条の十三 法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める施設は、地域活動支援センターとする。

(法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六十五条の十四 法第七十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は

生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

(法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業)

第六十五条の十五 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なものとする。

附則第一条の次に次の四条を加える。

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置)

第一条の二 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第一条の二中「及び就労移行支援」とあるのは、「、就労移行支援及び就労継続支援(法附則第二十一条第一項に規定する特定旧

法受給者に対して行うものに限る。」とする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置)

第一条の三 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第六条の三中「及び就労継続支援」とあるのは、「及び就労継続支援並びに旧法施設支援(法附則第二十条に規定する旧法施設支援をいい、通所によるものに限る。)」とする。

(法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間に関する経過措置)

第一条の四 法附則第十九条第一項の規定により支給決定を受けたものとみなされた障害者に係る法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、平成十八年十月一日におけるその者に係る法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第十七条の十一第三項第一号又は法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第十五条の十二第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間の残存期間と同一の期間とする。

2 平成十八年十月一日以降に旧法施設支援(法附則第二十条に規定する旧法施設支援をいう。附則第七条において同じ。)の支給決定をされた者に係る法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は

、支給決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と一月間から三十六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間とする。ただし、支給決定を行った日が月の初日である場合にあっては、一月間から三十六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

第一条の五 平成十八年十月一日になされた支給決定（前条各項に規定するものを除く。）に係る第十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「十二月間」とあるのは「十八月間」と、同項第二号中「三十六月間」とあるのは「四十二月間」とする。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条中「（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）」を削り、「切り捨てる」を「切り上げる」に改める。

附則第五条を次のように改める。

（サービス利用計画作成費の支給に係る経過措置）

第五条 第三十二条の二から第三十二条の五までの規定の適用については、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第三十二条の二中「及び共同生活援助」とあるのは、「共同生活援助及び旧法施設支援（法附則第二十条に規定する旧法施設支援をいい、通所によるものを除く。）」とする。

附則第七条第一号中「共同生活援助又は指定施設支援（以下この条において「共同生活援助等」という。）」を「障害福祉サービス（療養介護、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助又は旧法施設支援に限る。以下この条において同じ。）」に、「（共同生活援助等の）」を「（障害福祉サービスの）」に、「その他共同生活援助等」を「その他障害福祉サービス」に、「当該共同生活援助等」を「当該障害福祉サービス」に、「以下この条において「認定月収額」を「以下「認定月収額」に改め、「支給決定障害者等」の下に「であつて、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助又は旧法施設支援（第三号において「共同生活介護等」という。）を受けているもの」を加え、同条第二号中「共同生活援助又は指定施設支援（知的障害者通勤寮支援（知的障害者福祉法第五条第五項に規定する知的障害者通勤寮支援をいう。次号において同じ。）に係るものに限る。）」を「共同

生活介護、自立訓練、就労移行支援、共同生活援助又は旧法施設支援（法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設（法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮に限る。）に係るものに限る。）に改め、同号イ中「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）第六十三条」を「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第 号）第四十四条」に改め、「就労による収入」の下に「（以下「就労収入」という。）」を、「認められたもの」の下に「（以下「年金等収入」という。）」を加え、同条第三号中「指定施設支援（知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。）を受けているもの」を「共同生活介護等を受けているもの（前号に掲げる者を除く。）」に改め、同号イを次のように改める。

イ 就労等収入額が六万六千六百六十七円を超える支給決定障害者等 (1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる額

(1) 就労収入の額が三千円以下の場合 就労等収入額から六万九千六百六十七円（厚生労働大臣が定める者については、六万六千六百六十七円とする。）を控除して得た額（その額が零を下回る

場合には、零とする。)に二分の一を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

(2) 就労収入の額が三千円を超え四万三百三十三円以下の場合 就労等収入額から就労収入の額と六万六千六百六十七円の合計額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に二分の一を乗じて得た額と、認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

(3) 就労収入の額が四万三百三十三円を超える場合 認定月収額から十万七千円を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に二分の一を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

附則第七条に次の二号を加える。

四 認定月収額が令第四十二条の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額(同号に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の合計額に限る。以下同じ。)と同項第三号に掲げる額の合計額を下回る支給決定障害者等であつて、療養介護を受けているもの 認定月収額から同項第二

号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額

五 認定月収額が令第四十二条の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える支給決定障害者等であつて、療養介護を受けているもの 同項第一号に掲げる額

附則第十一条の次に次の二条を加える。

(令附則第十三条の二に規定する厚生労働省令で定める要件)

第十一条の二 令附則第十三条の二に規定する厚生労働省令で定める要件は、附則第六条各号のいずれにも該当していることとする。

(令附則第十三条の二の規定により読み替えて適用する令第四十二条の四第一項第二号及び第三号に規定する支給決定障害者の所得の状況を勘案して定める額の算定方法)

第十一条の三 令附則第十三条の二の規定により読み替えて適用する令第四十二条の四第一項第二号及び第三号に規定する支給決定障害者の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる支給決定障害者の区分に応じ、当該各号に定める額(令第四十二条の四第一項第二号に掲げる者については、その額

が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。）とする。

一 認定月収額が令第四十二条の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を下回る支給決定障害者 零

二 認定月収額が令第四十二条の四第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える支給決定障害者 認定月収額から同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額を控除して得た額

別表第一号から別表第五号までを次のように改める。

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の五の五」を「第一条の四」に改める。

第一条から第一条の五までを削り、第一条の五の二中「法第六条の二第四項」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第六条の二第三項」に改め、同条を第一条とする。

第一条の五の三中「第一条の五の五」を「第一条の四」に改め、同条を第一条の二とする。

第一条の五の四を第一条の三とする。

第一条の五の五中「第六条の二第四項」を「第六条の二第三項」に改め、同条を第一条の四とする。

第八条第一項中「第二十一条の九の四第一項」を「第二十一条の三第一項」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条第一項中「第二十一条の九第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第十一条中「第二十一条の九第五項」を「第二十条第五項」に改める。

第十六条中「第二十一条の九第七項」を「第二十条第七項」に改める。

第十八条中「第二十一条の九の四第一項」を「第二十一条の三第一項」に改める。

第十九条から第二十一条の十八までを削る。

第二十一条の十九中「第二十一条の二十七」を「第二十一条の九」に改め、同条第五号中「市町村」の下に「（特別区を含む。以下同じ。）」を加え、同条を第十九条とする。

第二十一条の二十中「第二十一条の三十二第二項」を「第二十一条の十四第二項」に改め、同条を第二十条とする。

第二十一条の二十一中「第二十一条の三十三」を「第二十一条の十五」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十五条の二を第二十五条の二十七とし、第二十五条の次に次の二十五条を加える。

第二十五条の二 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合を除く。） 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 被服費

二 日用品費

ホ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その施設給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担させることが適当と認められるもの

二 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合に限る。） 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

の

第二十五条の三 令第二十七条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を負担上限月額（同項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の四 令第二十七条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第四項に規

定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第二十五条の五 令第二十七条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の六 令第二十七条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の七 法第二十四条の三第一項の規定に基づき施設給付決定（同条第四項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害児に関する障害児施設給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）

第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況

五 当該申請に係る指定施設支援の具体的内容

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類

二 障害児施設医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療をいう。以下同じ。）を行う

指定施設支援に係る申請を行う場合にあつては、障害児施設医療負担上限月額（令第二十七条の十

一 第一項に規定する障害児施設医療負担上限月額をいう。以下同じ。）及び法第二十四条の二十第二

項第二号の厚生労働大臣が定める額（令第五十条の二第二項の規定により読み替えられた場合にあつ

ては、生活療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第二号に規定する生活療

養をいう。）に係るものを含む。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三 当該申請を行う障害児の保護者が現に施設給付決定を受けている場合には、当該施設給付決定に係

る施設受給者証（法第二十四条の三第六項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）

都道府県は、前二項に規定するもののほか、次条第一号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

施設給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる書類を都道府県に提出しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

前項の書類の提出を受けた都道府県は、負担上限月額等（負担上限月額、障害児施設医療負担上限月額及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）を変更する必要があると認めるときは、施設給付決定保護者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

前項の規定により施設受給者証の提出を受けた都道府県は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該施設給付決定保護者に返還するものとする。

施設給付決定保護者は、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲

げる事項を記載した届出書に施設受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一 当該届出を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び施設給付決定保護者との続柄

三 第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は負担上限月額等の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四 その他必要な事項

前項の届出書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

都道府県は、施設受給者証を破り、汚し、又は失つた施設支給決定保護者から、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、受給者証の再交付の申請があつたときは、施設受給者証を交付しなければならない。

前項の申請をしようとする施設支給決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府

県に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び施設給付決定保護者との続柄
- 三 申請の理由

施設受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその施設受給者証を添えなければならない。

施設受給者証の再交付を受けた後、失った施設受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。

第二十五条の八 法第二十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児施設給付費の受給の状況

四 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等の受給の状況

五 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前二号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況

六 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定施設支援の利用に関する意向の具体的内容

七 当該申請に係る障害児の置かれている環境

八 当該申請に係る指定施設支援の提供体制の整備の状況

第二十五条の九 都道府県は、施設給付決定を行ったときは、負担上限月額等を、施設給付決定保護者に通知しなければならない。負担上限月額等に変更があつたときも、同様とする。

第二十五条の十 法第二十四条の三第五項に規定する厚生労働省令で定める期間は、施設給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる指定施設支援の種類に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

- 一 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合を除く。） 三年
- 二 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合に限る。） 一年

第二十五条の十一 都道府県は、法第二十四条の三第六項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した施設受給者証を交付しなければならない。

- 一 施設給付決定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該施設給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び施設受給者証番号
- 四 施設給付決定に係る指定施設支援の種類及び量
- 五 障害児施設給付費を支給する期間
- 六 負担上限月額等に関する事項
- 七 その他必要な事項

第二十五条の十二 施設給付決定保護者は、法第二十四条の三第七項の規定に基づき、指定施設支援を受けるに当たっては、その都度、指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）に対して施設受給者証を提示しなければならない。

第二十五条の十三 法第二十四条の三第十一項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的とし

ない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 当該法人が法第二十四条の三第十項の規定による支払に関する事務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 二 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

第二十五条の十四 都道府県は、法第二十四条の四第一項の規定に基づき施設給付決定の取消しを行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により施設給付決定保護者に通知し、施設受給者証の返還を求めらるものとする。

- 一 法第二十四条の四第一項の規定に基づき施設給付決定の取消しを行つた旨
- 二 施設受給者証を返還する必要がある旨
- 三 施設受給者証の返還先及び返還期限

前項の施設給付決定保護者の施設受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第二十五条の十五 法第二十四条の五に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 施設給付決定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第二十五条の十六 令第二十七条の四第二項に規定する率の算定については、同項の規定の適用がないものとした場合の施設給付決定保護者利用者負担合算額（同条第一項に規定する施設給付決定保護者利用者負担合算額をいう。次条第一項第三号において同じ。）の算定の対象となる令第二十七条の四第一項

第二号の額を、同条第二項の規定の適用がないものとした場合の利用者負担世帯合算額（同条第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。次条第一項第二号において同じ。）の算定の対象となる令第二十七条の四第一項第二号の額で除すものとする。

第二十五条の十七 高額障害児施設給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県（ただし、当該施設給付決定保護者が障害者自立支援法に基づく高額障害福祉サービス費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び施設受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する施設受給者証番号をいう。以下同じ。）
- 二 当該申請を行う施設給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額
- 三 当該申請を行う施設給付決定保護者に係る施設給付決定保護者利用者負担合算額
- 四 当該申請を行う施設給付決定保護者と同一の世帯に属する当該施設給付決定保護者以外の施設給付決定保護者又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害

者等をいう。)であつて、同一の月に指定施設支援又は障害福祉サービス(同条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。)を受けたものの氏名、生年月日及び施設受給者証番号、受給者証番号(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。)又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。)

前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第二十五条の十八 法第二十四条の七第一項に規定する所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める施設給付決定保護者は、当該施設給付決定に係る障害児が、二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第二十七条の二第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当するものとする。

第二十五条の十九 特定入所障害児食費等給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請に係る施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 指定施設支援を受けている指定知的障害児施設等の名称

三 令第二十七条の二第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第二十七条の二第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書類

二 施設受給者証

都道府県は、第一項の申請に基づき特定入所障害児食費等給付費の支給の決定を行ったときは、次の各号に掲げる事項を施設受給者証に記載することとする。

一 特定入所障害児食費等給付費の額

二 特定入所障害児食費等給付費を支給する期間

第二十五条の七第四項から第六項まで及び第二十五条の九の規定は、特定入所障害児食費等給付費の

支給について準用する。この場合において、第二十五条の七第四項中「第二項第一号及び第二号」とあるのは、「第二十五条の十九第二項第一号及び第二号」とする。

第二十五条の二十 第二十五条の十三の規定は、法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第十一項に規定する厚生労働省令で定める法人について準用する。

第二十五条の二十一 法第二十四条の九第一項の規定に基づき指定知的障害児施設等（指定医療機関を除く。以下この条及び次条において同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号（障害児施設医療を提供しないものにあつては、第五号を除く。）に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

- 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 医療法第七条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類
- 六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 七 利用者の推定数
- 八 施設の管理者の氏名、経歴及び住所
- 九 運営規程
- 十 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 当該申請に係る事業に係る障害児施設給付費及び障害児施設医療費（障害児施設医療を提供する場合に限る。）の請求に関する事項
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項

前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定知的障害児施設等の指定の更新について準用する。

第二十五条の二十二 指定知的障害児施設等の設置者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第八号、第九号及び第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定知的障害児施設等の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第二十五条の二十三 法第二十四条の十五第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

第二十五条の二十四 都道府県は、法第二十四条の二十第一項の規定に基づき、毎月、障害児施設医療費を支給するものとする。

施設給付決定に係る障害児が指定知的障害児施設等から障害児施設医療を受けたときは、法第二十四条の二十四第四項の規定に基づき施設給付決定保護者に支給すべき障害児施設医療費は当該指定知的障害児施設等に対して支払うものとする。

第二十五条の二十五 令第二十七条の十一第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が千円（加齢児（法第六十二条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者をいう。以下同じ。）にあつては、一万円）を下回る場合には千円（加齢児にあつては、一万円）とする。）とする。ただし、同条第一項第一号に掲げる者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円とし、同項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

前項の規定にかかわらず、要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であつて、令第二十七条の十一第二項第二号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額を千円（加齢児にあつ

ては、一万円）としたならば保護を必要としない状態となるものに係る当該額は、千円（加齢児にあつては、一万円）とする。

第二十五条の二十六 都道府県知事が法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の三第一項の規定に基づき障害児施設医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定知的障害児施設等は、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定知的障害児施設等が行つた医療に係る障害児施設医療費を請求するものとする。

前項の場合において、都道府県知事は、当該指定知的障害児施設等に対し、都道府県知事が当該指定知的障害児施設等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に

基づいて、その障害児施設医療費を支払うものとする。

法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第四十条第一号イ、第四十一条及び第四十三条中「第二十一条の十九第五号」を「第十九条第五号」に改める。

第五十条の二の表第十条第一項第十一条第十四条第十五条第十六条第十八条第一項の項の次に次のように加える。

第二十五条の七	都道府県	指定都市及び児童相談所 設置市
第二十五条の九		
第二十五条の十一		
第二十五条の十四		
第二十五条の十七		
第二十五条の十九		

第二十五条の二十一 第二十五条の二十二	都道府県知事	指定都市の市長及び児童 相談所設置市の市長
第二十五条の二十四	都道府県	指定都市及び児童相談所 設置市

第五十条の二の表中 「第二十六条
第二十七条」 を 「第二十五条の二十二
第二十六条
第二十七条」 に改める。

第五十条の三の表中第三十六条の二第二項第三十六条の三の項を削る。

第五十一条の二の次に次の四条を加える。

第五十一条の三 法第六十三条の三の二第一項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等は、都道府
県知事が指定する知的障害児施設、盲ろうあ児施設（二十歳以上の加齢児が入所する場合を除く。）、
肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設並びに指定医療機関とする。

第五十一条の四 都道府県は、法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定に基づき、障害児施設給付

費等（法第五十条第六号の四の障害児施設給付費等をいう。）を支給するときは、毎月、支給するものとする。

第五十一条の五 令附則第五十条の六に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

一 次のいずれかに該当していること。

イ 当該加齢児が所有する現金、預貯金等（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三十一条第二号に規定する預貯金等をいう。）及び郵便貯金（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条の二第一項に規定する郵便貯金をいう。）（以下この号において「現金等」と総称する。）の合計額として都道府県が認められた額が、三百五十万円以下であること。

ロ 当該加齢児が所有する現金等の合計額が三百五十万円を超える場合に、当該現金等の合計額から相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づいて信託された相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第四条の十各号に規定する財産その他これに準ずるものとして都道府県が認められたものを控除して得た額として都道府県が認

めた額が、三百五十万円以下であること。

二 当該加齢児が、その扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）がその居住の用に供する家屋や土地以外に資産を所有していないことにつき、都道府県が認定したこと。

第五十一条の六 令附則第五十条の六の規定により読み替えて適用する令第二十七条の二第一項第二号及び第二十七条の五第二号並びに令第二十七条の二第一項第三号及び第二十七条の五第三号に規定する加齢児の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる加齢児の区分に応じ、当該各号に定める額（令第二十七条の二第一項第二号及び第二十七条の五第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、令第二十七条の二第一項第三号及び第二十七条の五第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。）とする。

一 指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては前々年。以下この号において同じ。）に得た収入の額（国又は地方公共団体から特定の用途に充てることを目的として支給され、当該用途に費消される金銭その他指定施設支援に要する費用に

充てることができない収入として都道府県が認めた収入を除く。)を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)から当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の租税及び社会保険料(所得税法第七十四条第一項の規定による社会保険料をいう。

。)の費用を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を控除して得た額として都道府県が認定した額(以下「認定月収額」という。)が六万六千六百六十七円以下である加齢児 零

二 認定月収額が六万六千六百六十七円を超える加齢児 イ及びロに掲げる加齢児の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる額

イ 就労等収入額(賃金その他の就労による収入(以下「就労収入」という。)、第二十五条の四各号に掲げる給付及びこれらに準ずる給付として都道府県が認めたものの合計額をいう。以下同じ。

。)が六万六千六百六十七円を超える加齢児 (1)から(3)までの場合に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる額

(1) 就労収入の額が三千円以下の場合 就労等収入額から六万九千六百六十七円(厚生労働大臣が

定める者については、六万六千六百六十七円とする。)を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に二分の一を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

(2) 就労収入の額が三千円を超え四万三千三十三円以下の場合 就労等収入額から就労収入の額と六万六千六百六十七円の合計額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に二分の一を乗じて得た額と、認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

(3) 就労収入の額が四万三千三十三円を超える場合 認定月収額から十万七千円を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に二分の一を乗じて得た額と認定月収額から就労等収入額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

□ 就労等収入額が六万六千六百六十七円以下である加齢児 認定月収額から六万六千六百六十七円を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額

三 認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額(同号に規定す

る食事療養標準負担額及び令第五十条の二第二項の規定により読み替えて適用する法第二十四条の二十第二項第二号に規定する生活療養標準負担額の合計額に限る。以下同じ。）と令第二十七条の十一第二項第三号の合計額を下回る加齢児であつて、障害児施設医療費の支給を受けているもの 認定月収額から同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額

四 認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号と同項第三号の合計額を超える加齢児であつて、障害児施設医療費の支給を受けているもの 同項第一号に掲げる額

第五十一条の七 令第五十条の八の規定により読み替えて適用する令第二十七条の十一第一項第二号及び第三号に規定する加齢児の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる加齢児の区分に応じ、当該各号に定める額（令第二十七条の十一第一項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。）とする。

一 認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と令第四十二条の四第二項第三号に掲げる額の合計額を下回る加齢児 零

二 認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える加齢児 認定月収額から同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額

第十三号の三様式中「第二十一条の二十」を「第二十条」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第三条 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条から第一条の五までを削る。

第一条の六の見出し中「第四条の二第二項」を「第四条の二第一項」に改め、同条中「法第四条の二第二項」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。)(第四条の二第一項)」に改め、同条を第一条とする。

第一条の七(見出しを含む。)中「第四条の二第三項」を「第四条の二第二項」に改め、同条を第一条の二とする。

第一条の八を第一条の三とする。

第九条から第十七条までを削り、第十八条を第九条とし、第十九条を第十条とし、第十九条の二を第十条とする。

第二十条第二項中「第十八条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第二十条の二の見出し中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同

条を第十三条とする。

第二十一条の見出し中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条中「第二十七条第三項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第二十二条中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同条第二号中「更生援護」を「社会参加の支援」に改め、同条を第十五条とする。

第二十二条の二中「第二十七条第五項」を「第二十八条第四項」に改め、同条を第十六条とする。

第二十二条の三中「更生援護」を「社会参加の支援」に改め、同条を第十七条とする。

第二十二条の四を第十八条とする。

第二十二条の五第一項を削り、同条第二項中「別表第十五号」を「別表第六号」に改め、同条第三項を削り、同条第二項を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十条 法第四十四条第一項の規定により、法第十二条第四号に規定する厚生労働大臣の権限は、地方
厚生局長に委任する。

2 法第四十四条第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

第二十二條の六を削る。

第二十三條を第二十一條とする。

「第八條第二項

第二十四條の表第七條第二項第八條第二項第十一條の五第十一條の六の項中 第十一條の五 を「第八

第十一條の六」

條第二項」に、同表第二十二條の項中「第二十二條」を「第十五條」に、同表第二十二條の三の項中「第二十二條の三」を「第十七條」に改め、同條を第二十二條とする。

「第八條第二項

第二十五條の表第七條第二項第八條第二項第十一條の五第十一條の六の項中 第十一條の五 を「第八

第十一條の六」

條第二項」に、同表第二十二條の項中「第二十二條」を「第十五條」に、同表第二十二條の三の項中「

第二十二條の三」を「第十七條」に改め、同條を第二十三條とする。

別表第一号中「第一條の八」を「第一條の三」に改め、別表第五号の二から別表第十四号までを削り、別表第十五号中「第二十二條の五」を「第十九條」に改め、同表を別表第六号とし、別表第十六号を削る。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第四條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の二條を加える。

第一條の二 令第二條の二の二の指定医証の様式は、別記様式第一号によるものとする。

第一條の三 令第二條の二の五の厚生労働省令で定める書類は、法第十九條第一項の研修を受けなかつたことにつきやむを得ない理由が存することを証する書類とする。

第四條の二第五号イ中「指定医」の下に「（法第十八條第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。）
」を加える。

第四條の十三中「（法第五十條の二の四第二項及び第五十條の三の三第二項において準用する場合を合

む。）」を削り、「別記様式第一号」を「別記様式第二号」に改める。

第五条第四号中「及び同条第三項前段」を「並びに同条第三項及び第四項後段」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第五条の二 法第二十二条の四第四項の厚生労働省令で定める精神病院の基準は、次のとおりとする。

一 法第三十三条の四第一項の規定による都道府県知事の指定を受けていること又は受ける見込みが十分であること。

二 地方公共団体の救急医療（精神障害の医療に係るものに限る。）の確保に関する施策に協力して、

休日診療及び夜間診療を行っていること。

三 二名以上の常時勤務する指定医を置いていること。

四 法第二十二条の四第四項後段の規定による措置について審議を行うため、事後審査委員会を設けていること。

五 精神病院に入院中の者に対する行動の制限がその症状に応じて最も制限の少ない方法により行われているかどうかを審議するため、行動制限最小化委員会を設けていること。

第五条の三 法第二十二條の四第四項の厚生労働省令で定める医師の基準は、次のとおりとする。

- 一 四年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 二 二年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。
- 三 精神障害の診断又は治療に従事する医師として著しく不相当と認められる者でないこと。

第五条の四 法第二十二條の四第五項において準用する法第十九條の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第二十二條の四第四項後段の規定による措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び

時刻

- 二 当該措置を採つたときの症状

第五条の五 法第二十二條の四第四項後段の規定による措置を採つた精神病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 精神病院の名称及び所在地
- 二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

- 三 診察した法第二十二條の四第四項に規定する特定医師（以下「特定医師」という。）の氏名
 - 四 入院年月日及び時刻
 - 五 病名
 - 六 生活歴及び現病歴
 - 七 当該措置から十二時間以内に法第二十二條の四第三項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
 - 八 前号の診察の結果、法第二十二條の四第三項の措置は必要ないと認めるときは、その理由
 - 九 第五條の二第四号の事後審査委員会による審議を行った結果
- 第六條中「第二十二條の四第四項」を「第二十二條の四第七項」に改める。
- 第七條中「別記様式第一号」を「別記様式第二号」に改め、「別記様式第二号及び第一号」を「別記様式第一号及び第二号」に改める。
- 第十三條中「第三十三條第四項」を「第三十三條第七項」に改め、同條第一号又中「法第二十條第二項第四号に掲げる者（以下「選任保護者」という。）」を「選任保護者」に改め、同條に次の二号を加える。

三 法第三十三条第一項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた場合の届出

イ 診察した特定医師の氏名

ロ 入院年月日及び時刻

八 当該措置から十二時間以内に法第三十二条第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

二 前号の診察の結果、法第三十三条第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

ホ 第一号イ、ロ、ニからへまで、リ及び又に掲げる事項

四 法第三十三条第二項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた場合の届出

イ 第一号イ、ロ及びニからへまでに掲げる事項

ロ 第二号イ及びロに掲げる事項

ハ 前号イからニまでに掲げる事項

第十三条を第十三条の四とし、同条の前に次の三条を加える。

第十三条 第五条の二の規定は、法第三十三条第四項の厚生労働省令で定める基準について準用する。この場合において、第五条の二第四号中「法第二十二條の四第四項」とあるのは、「法第三十三條第四項」と読み替えるものとする。

第十三条の二 法第三十三條第五項において準用する法第十九條の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第三十三條第四項後段の規定による措置を採つたときの症状

二 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

第十三条の三 法第三十三條第一項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた精神病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一 精神病院の名称及び所在地

二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

三 診察した特定医師の氏名

四 入院年月日及び時刻

五 病名

六 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

七 生活歴及び現病歴

八 当該措置から十二時間以内に法第三十三條第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察し

た日時

九 前号の診察の結果、法第三十三條第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

十 第五條の二第一項第四号の事後審査委員会による審議を行った結果

十一 保護者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

十二 保護者が法第二十條第二項第四号に掲げる者（以下「選任保護者」という。）であるときは、そ

の選任年月日

2 法第三十三條第二項の規定による措置を採ろうとする場合において、同條第四項後段の規定による措

置を採つた精神病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

- 一 前項第一号から第十号までに掲げる事項
 - 二 入院について同意した扶養義務者の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄
 - 三 法第二十条第二項第四号の規定による家庭裁判所の選任の申立年月日
- 第十六条を次のように改める。

第十六条 法第三十三条の四第三項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第三十三条の四第二項後段の規定による措置を採つた年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

二 当該措置を採つたときの症状

三 法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

第十六条の次に次の二条を加える。

第十六条の二 法第三十三条の四第二項後段の規定による措置を採った精神病院の管理者は、当該措置を採った日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一 精神病院の名称及び所在地

二 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

三 診察した特定医師の氏名

四 入院年月日及び時刻

五 病名

六 法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

七 生活歴及び現病歴

八 当該措置から十二時間以内に法第三十三条の四第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

九 前号の診察の結果、法第三十三条の四第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

十 法第三十三条の四第一項の厚生労働大臣の定める基準に基づき設置された事後審査委員会による審

議を行つた結果

十一 医療及び保護を依頼した者の患者との関係

第十六条の三 法第三十三条の四第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十三条の四第一項の規定による措置に係る届出

イ 精神病院の名称及び所在地

ロ 患者の住所、氏名、性別及び生年月日

ハ 入院年月日及び時刻

ニ 病名及び症状

ホ 法第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定した理由

ヘ 診察した指定医の氏名

ト 法第三十四条第三項の規定による移送の有無

チ 医療及び保護を依頼した者の患者との関係

二 法第三十三条の四第一項の規定による措置を採ろうとする場合において、法第三十三条の四第二項後段の規定による措置を採つた場合の当該措置に係る届出

イ 診察した特定医師の氏名

ロ 病名

ハ 生活歴及び現病歴

二 当該措置から十二時間以内に法第三十二条の四第一項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ホ 前号の診察の結果、法第三十三条の四第一項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

ヘ 前号イからハまで、ホ及びチに掲げる事項

第十九条第一項第四号中「六月間」の下に「（入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、過去三月間）」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、三月ごとの各月に行わなければならない。

第二十条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 法第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないかどうかの検討

第二十条第二項第二号中「前項第二号」の下に「及び第四号」を加え、同条の次に次の四条を加える。

第二十条の二 法第三十八條の二第三項の厚生労働省令で定める期間は、五年間とする。

第二十条の三 法第三十八條の二第三項の厚生労働省令で定める者は、法第三十八條の七第一項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神病院に入院中の者の処遇が改善されないと認められる者とする。

第二十条の四 法第三十八條の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法第二十二條の三の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一 入院後一年以上経過していること。

二 入院後六月を経過するまでの間に法第三十六條第三項に規定する行動の制限を受けたこと又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限されたこと（前号に該当する場合を除く。）。

第二十条の五 法第三十八條の二第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 入院年月日及び前回の法第三十八条の二第三項の規定による報告の年月日

二 第十九条第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第九号並びに第二十条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

第二十一条中「第三十八条の三第一項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三号中「第三十三条第四項」を「第三十三条第七項」に、「第十三条第一号イから又まで」を「第十三条の四第一号イから又まで」に改め、同条に次の一号を加える。

四 法第三十八条の二第三項の規定による報告 第二十条の五各号に掲げる事項

第二十三条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第一号又は第二号に掲げる書類及び第三号に掲げる」に、同条第二号中「年金たる給付」を「給付」に改め、同号に次のように加える。

ト 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）に基づく特別障害給付金

第二十三条に次の一号を加える。

三 精神障害者の写真

第二十六条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二十九条中「第二十八条第一項」を「前条第一項」に改める。

第三十一条から第三十四条までを次のように改める。

第三十一条から第三十四条まで 削除

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 令第十五条第一項の規定により、令第二条の二から第二条の二の五までに規定する厚生労働

大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第三号を次のように改める。

(知的障害者福祉法施行規則の一部改正)

第五条 知的障害者福祉法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条から第三十八条までを削る。

第三十九条中「法」を「知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)」に
改め、同条を第一条とする。

第四十条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三条 法第三十一条第一項の規定により、法第十四条第四号に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

2 法第三十一条第二項の規定により、前項に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

第四十一条から第四十四条までを削る。

第四十五条を第四条とする。

第四十六条及び第四十七条を削る。

別表第一号から別表第五号までを削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(様式の経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用すること
ができる。

第三条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下この条において「法」という。）（附則第一
条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運
営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を利用している者が、障害者

自立支援法施行規則第七条第一項の申請を行う場合には、当該精神障害者社会復帰施設の利用の状況を申請書に記載するものとする。